|  |
| --- |
| 京都府保険医協会『グリーンペーパー』FAX版（2021年9月30日） |

**新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（9月28日現在）**

9月28日「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）」が出されました。（厚労省HP掲載は29日）

10月診療分以降、医科外来等感染症対策実施加算（5点／1回毎）、入院感染症対策実施加算（10点／1日毎）は継続されません。ただし、21年10月1日～12月31日までにかかる感染症防止対策に要する費用を別途補助する予定であることが示されていますので、帳票類の整備・保存にご注意ください。

一方、乳幼児感染症予防策加算は10月診療分以降、50点（／1回毎）として算定できます。

|  |
| --- |
| ・乳幼児感染症予防策加算100点（21年9月診療分まで）  → 50点（21年10月診療分から22年3月診療分まで） |

**21年9月28日以降に算定できる臨時的取扱いの新設**

|  |
| --- |
| ⑴ 診療・検査医療機関のみの取扱い |
| ○新型コロナウイルス感染症の疑いの患者に、外来診療を実施した場合、院内トリアージ実施料（300点／1回毎）に加えて二類感染症患者入院診療加算（250点／1回毎）を別途算定可。22年３月31日まで。  条件：自治体のホームページで診療・検査医療機関であることが公表されていること。  21年10月31日までの間は自院のホームページ等で公表している場合も可。 |

|  |
| --- |
| ⑵ 全ての医療機関 |
| ① 自宅・宿泊療養を行う患者に、往診・訪問診療を実施した場合、救急医療管理加算1の3倍の点数（2,850点／1日毎）が算定できる。同一患家2人目以降の自宅・宿泊療養を行う患者にも算定可。  ②自宅・宿泊療養を行う患者に、ロナプリーブ（カシリビマブ及びイムデビマブ）を往診・訪問診療で投与した場合、救急医療管理加算1の5倍の点数（4,750点／1日毎）が算定できる。  ただし、上記⑵－①の点数との併算定は不可。  ③入院外の新型コロナウイルス感染症の患者に、診療（往診、訪問診療、電話等診療除く）を実施した場合、救急医療管理加算1（950点／1日毎）が算定できる。  ただし、上記⑵－①、②の点数との併算定は不可。  ④新型コロナウイルス感染症の患者に、外来でロナプリーブを投与した場合、救急医療管理加算1の3倍の点数（2,850点／1日毎）が算定できる。  ただし、上記⑵－①、②、③の点数との併算定は不可。 |

【参考】

⑤自宅・宿泊療養を行う患者に、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、電話等初診料（214点）、電話等再診料を算定した場合、二類感染症患者入院診療加算（250点）算定できる。（1日毎。21年8月16日～、臨時的取扱いその54）

|  |
| --- |
| ⑶ 医療機関が行う訪問看護 |
| ○自宅・宿泊療養を行っている者に対して緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護・指導加算の3倍の点数を算定できる（1日毎）。長時間精神科訪問看護・指導加算も同様。 |

　以上です。このFAXに関するお問い合わせ先：京都府保険医協会保険部会 075-212-8877